

地域脱炭素移行・再エネ推進事業（公共施設電力供給・オフサイト電源開発一体型）に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、地域脱炭素移行・再エネ推進事業（公共施設電力供給・オフサイト電源開発一体型）に係る協定の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務内容

(1) 業務名

地域脱炭素移行・再エネ推進事業（公共施設電力供給・オフサイト電源開発一体型）

(2) 業務内容

本業務は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、2030年までに公共施設の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを目指すものである。小売電気事業者と再エネ開発事業者の連携により、市内の未利用資源を活用した太陽光及び小水力発電設備を新設し、その電力を公共施設へ長期安定供給する。

(3) 対象施設

八女市が指定する公共施設（別紙資料）

※協定締結後に協議の上、実施施設を決定するものとする。

(4) 業務期間

ア 設置工事期間：八女市の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に計画する期限とする。

イ 運用期間：電力供給開始から仕様書に定める期間とする。

ウ 原状回復：期間終了後又は事業中止時は、事業者の負担で速やかに設備を撤去し原状回復を行う。ただし、市が譲渡を希望する場合や事業者が運用を継続する場合は協議を行うことができる。

(5) 契約単価等

ア 料金体系：市場価格に左右されにくい安定的な価格設定を提案すること。

イ 費用負担：補助対象外の費用、25年間の維持管理費及び運用終了後の撤去・原状回復費用はすべて事業者の負担とする。

3 参加資格要件

参加資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 参加表明書の提出期限から協定締結時まで、国、県又は本市から指名停止措置を受けていない者
- (3) 国税、県税、市税等の滞納がないこと。
- (4) 電気の小売事業者及び再エネ設備の開発・施工等を行う単独の事業者又は複数の事業者より構成され、連携した共同事業者であること。共同事業者の場合は、代表となる法人を定め、法人ごとの役割分担を明確にすること。
- (5) 自己又は組織の構成員等が八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でなく、かつ、これらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 提案書に基づく事業を円滑に遂行するために、安全的かつ健全な能力を有すること。

4 応募手続き

(1) 参加申込書

ア 提出期限：令和8年4月6日（月） 午後5時まで

イ 提出書類

- ・企画提案参加申込書（様式第1号）
- ・会社概要調書（様式第2号）
- ・法人の登記事項証明書又は登記簿謄本
- ・直近2か年間の貸借対照表及び損益計算書
- ・国及び地方税の滞納ないことを証明する書類（担当者の常駐する事業所所在地の証明書）

※ 共同事業者で申込を行う場合は、企画提案参加申込書（様式第1号）以外は各構成員ごとに提出すること。

※ 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本、納税に関する証明書等は、発行後3か月以内のものとする。

ウ 提出方法：PDF形式で電子メールにより提出

(2) 質問受付

ア 受付期間：令和8年3月30日（月） 午後5時まで

イ 提出方法：質問書（様式第3号）に質問を記載のうえ、PDF形式で電子メールで提出

ウ 回答方法：令和8年4月1日までに市のホームページ上に回答を掲載する。

(3) 提案書提出

ア 提出期限：令和8年4月15日（水） 午後5時まで

イ 提出方法：PDF形式で電子メールにより提出

ウ 内容：企画提案書にあたっては、本業務の仕様書に即しつつ、提案のコンセプト、考え方、工夫した点、アピール点等を踏まえ、次の事項を含めた具体的な提案とすること。

- ・事業の実施方針、進め方、業務実施体制及び類似事業の実績について記載すること。

- ・事業の実施概要等、設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

- ・再生可能エネルギー発電設備容量を記載すること。

- ・年間発電電気量を記載すること。ただし、年間発電量は事業期間の想定発電量を算出し、これを1年間の発電量として割り戻した数値とする。

- ・温室効果ガス排出削減量は、対象施設における1年間の総量を算出すること。電力の二酸化炭素排出量計数は地球温暖化対策事務効果算定ガイドブックで定められた数値を使用すること。

- ・発電設備の設置場所、設置方法等、想定した設備仕様を記載すること。

また、別紙仕様書を参照の上、発電設備の規格、各ガイドラインの対応及びメーカー等の記載をすること。

- ・料金単価等及び発電設備導入前後の電気料金比較を提案すること。（単価は、消費税及び地方消費税等を含む価格で提示すること。）料金単価等については、事業者選定後の変更は原則認めない。（例外として社会的情勢の変化による料金単価等の変更を行う場合は、本市との協議の上決定する。）

- ・本事業の目的を踏まえ、本市にとって有意義な独自の提案があれば記載すること。

- ・代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担及び事業を実施する要員について記載すること。

- ・実施期間における実施計画、スケジュール等を記載すること。

- ・市内企業等の活用（予定を含む）について提案すること。

- ・運転期間における維持管理、メンテナンス等の計画、スケジュール等を記載すること。

- ・設備費、工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、事業期間の事業計画を作成すること。
- ・故障、緊急時の対応体制図を記載すること。
- ・想定している損害保険の補償額、適用範囲、その他リスク対策等を記載すること。
- ・本市は提出された提案書に基づき評価を行うため、提案内容を分かりやすく記載すること。
- ・提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ・提案内容は本業務の範囲とし、提案内容を実現するものとする。なお、受注者は、業務の実施にあたって、その提案内容について改めて本市と協議を行う。
- ・別紙仕様書に掲げる業務内容を大きく超える提案を行う場合は、その要求範囲を超える部分を明確に記載すること。また、要求範囲を超える提案については、市の判断で採用しないことがあるので、そのことによって他の条件又は提案者の提案内容を実現できなくなる恐れがある等の事項がある場合は必ず明記すること。
- ・提案内容について、複数の解釈ができる場合は、本市にとって有利な解釈によるものとする。
- ・提案書等に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして、本市が求める要求条件及び提案内容に実現のために当然必要と認められる事項については、提案者の負担で対応すること。
- ・提案書等の記述において、特許権等の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負うこと。

5 事業実施予定者の選定方法等

(1) 選定方法

事業実施予定者を選定する審査委員会を開催し、企画提案書の書類審査及びヒアリング審査を行い、審査委員の各委員の採点結果の合計が最も高い評価点となる提案をした1者を事業実施予定者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評

価点が60点を超える場合には事業実施予定者として選定する。

(2) ヒアリング審査の実施

ア 日時：令和8年4月22日（水）

イ 場所：八女市役所

ウ 時間：提案者による説明25分、質疑応答15分とする。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

エ 留意事項

- ・出席者は1者あたり3名以内とする。
- ・説明は本業務に係る主担当者によるものとする。
- ・説明は企画提案書内の内容の範囲で行うものとし、追加提案は認めない。
- ・各提案者のヒアリング審査の時間及び場所等の詳細については、令和8年4月17日（金）までに各提案者に連絡する。

(3) 選定結果の通知

事業実施予定者の選定後、令和8年4月24日（金）までに企画提案書を提出した事業者審査結果を通知する。

(4) その他の留意事項

ア 次のいずれかに該当するときは提案を無効（失格）とする。

- ・参加資格を満たさないこととなった場合。
- ・企画提案書提出方法等、本募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合。
- ・提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。
- ・記載すべき事項の一部または全部が記載されていない場合。

(5) その他

ア 提案に関して必要となる費用は、提案者の負担とする。

イ 提出書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

ウ 提案書類は原則として返却しない。

エ 提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、本市では提出された提案書を審査の用以外に提案者に無断で使用しない。

オ 提案者は、審査結果に異議を申し立てることはできない。

カ 審査結果の通知がなされるまでは、参加を辞退することができる。これを理由として後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。

キ 提出された書類等は返却せず、本市の責任において処分する。

6 協定の締結

- (1) 上記により選定した事業実施予定者と協定を締結し、仕様書及び企画提案書に基づき事業化に向けた協議をするものとする。
- (2) 安全性の担保ができない等のやむを得ない事情がない限りは、提案した内容を履行することを前提として協定を締結する。
- (3) 協議が不調となった場合など、事業化に向けた協定の締結に至らない場合は、審査委員会において次点とされたものと交渉する場合がある。また、事業実施予定者が辞退した場合も同様とする。

7 問合せ及び提出先

<令和8年3月31日まで>

八女市役所 企画部 企画政策課 脱炭素社会推進係

<令和8年4月1日から>

八女市役所 市民部 環境課 脱炭素社会推進係

電話：0943-24-9125

メール：datsutanso@city.yame.lg.jp

※電話番号、メールアドレスの変更はありません。

<参考>

日程	内容	備考
3月30日	質問受付（午後5時まで）	提出：PDF
4月1日	回答	市ホームページ
4月6日	参加申込（午後5時まで）	提出：PDF
4月15日	提案書提出（午後5時まで）	提出：PDF
4月17日	ヒアリング審査案内	
4月22日	ヒアリング審査	
4月24日	審査結果通知	